

前橋市談合情報対応マニュアル

第1 基本的な考え方

1 目的

このマニュアルは、前橋市が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等並びに物品の購入、製造及び役務等業務（以下「建設工事等」という。）の入札について、談合等不正行為やその疑いのある情報を入手した場合に、その対応に必要な事項を定め、適正かつ円滑に対応することを目的とする。

2 情報の確認

(1) 職員は、入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）の通報を受けたときは、次に掲げる事項を確認し、直ちに談合情報報告書（様式第1号）を作成し、契約監理課長に送付しなければならない。この場合において、情報の提供者が報道機関である場合は、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。

ア 情報提供者の氏名及び連絡先

イ 入札案件の名称及び入札の日時

ウ 落札予定業者名及び落札予定金額（率）

エ 談合に関与した業者名

オ 談合が行われた日時及び場所

カ 具体的な談合方法及び証拠資料（メモ、動画、録音、写真等）の有無

キ その他談合に参加した者以外には知り得ない情報

(2) 職員が新聞等の報道により談合情報を把握した場合にも、談合情報報告書を作成し、契約監理課長に送付するものとする。

3 報告書の精査及び報告

(1) 契約監理課長は、談合情報に係る連絡を受けた場合は、その内容を精査し、公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の委員長（以下「委員長」という。）に報告するものとする。

(2) 契約監理課長は、本市職員が談合等不正行為に関与したと疑われる情報があったときは、行政管理課長及び職員課長に併せて報告し、以後の調査及びその他の対応については協議のうえで行うものとする。

4 委員会による審議

委員長は、談合情報に係る報告を受けた場合は、委員会を招集し、談合情報の信ぴょう性を判断するとともに、事情聴取等の調査の要否について審議するものとする。この場合において、当該情報にその時点においては未だ検証できない内容が含まれているときは、当該内容については、その検証が可能となった後に改め

て審議するものとする。

5 信ぴょう性判断の基準

談合情報が、次のいずれかに該当する場合は、原則として信ぴょう性のある情報と判断するものとする。

- (1) 情報提供者の氏名（実名）、連絡先（電話番号等）、対象建設工事等の名称及び落札予定業者（共同企業体の場合は、代表者名又は構成員名等で共同企業体が特定できる場合）が、明らかである場合
- (2) 情報提供者の氏名等は明らかではないが、対象建設工事等の名称及び落札予定業者が明らかで、かつ、次の情報が含まれている場合
 - ア 談合に関与した業者名が明らかである。
 - イ 談合が行われた日、場所、具体的な談合方法等が明らかである。
 - ウ 具体的な落札予定金額（率）を示している。
 - エ その他談合に参加した者以外に知り得ない情報がある。
- (3) 具体的な証拠資料（メモ、動画、録音、写真等）が提示された場合

6 事情聴取

委員会が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、原則として入札執行後に落札者の決定を保留し、次のとおり行うものとする

- (1) 事情聴取は、入札に参加しようとする者（辞退者を含む。以下「入札参加者」という。）に対して行う。
- (2) 事情聴取は、入札参加者を個別に呼び出し、聴き取りを行う。
- (3) 事情聴取は、総務部長、契約監理課長、建設工事等の主務課長及び委員会が必要と認める者により行う。
- (4) 入札金額の内訳書の提出を求めている入札の場合にあつては、入札金額の内訳書の提出を求め、その内容についても確認を行う。
- (5) 契約監理課長は、聴取結果について事情聴取書（様式第2号）を作成し、委員会に報告するものとする。

7 談合の認定基準

談合情報と落札予定者が一致している場合で、次のいずれかに該当する場合は、原則として当該入札については談合があつたと認定するものとする。

- (1) 落札予定金額（率）が入札結果と一致している場合
- (2) 一般競争入札に係る談合情報にあつては、すべての入札参加者（特定建設工事等共同企業体にあつてはその組み合わせ）が入札結果と一致している場合
- (3) 入札結果の落札予定金額（率）との差が僅少で、入札結果又は入札金額の内訳書に不自然な事実がある場合
- (4) その他談合の事実を示す具体的な証拠資料又は証言がある場合

8 公正取引委員会等への通報

委員会の審議を踏まえ、信ぴょう性があると判断し、事情聴取等の調査を要すると判断した談合情報については、契約監理課長が様式第3号により公正取引委員会、群馬県警察本部及び建設業許可権者（建設工事の場合に限る。）（以下「公正取引委員会等」という。）に通報するものとする。

9 報道機関との対応

報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められた場合には、契約監理課長及び当該業務の主務課長（役務の提供に係る業務の委託の場合に限る。）が対応する。その場合、公正取引委員会等関係機関の審査等の妨げにならない範囲で、委員会の審議により公表すべきと判断した情報について公表するものとする。

10 入札監視委員会への報告

契約監理課長は、通報を受けた談合情報については、直近の入札監視委員会にその経過及び対応状況を報告するものとする。

第2 具体的な対応

1 入札執行前に談合情報を把握した場合

(1) 談合の事実があったと認められるときの対応

ア 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められるとき（その疑義を払拭できないときを含む。）は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を取りやめるものとする。

イ 上記アの場合、公正取引委員会等へ通報するものとする。

(2) 談合の事実があったと認められないときの対応

ア 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合は、入札参加者すべてから誓約書（様式第4号）を提出させ、入札を行うものとする。

イ 上記アの場合、公正取引委員会等へ通報するものとする。

2 落札者決定後かつ契約締結前に談合情報を把握した場合

(1) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たときの対応

ア 事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、すべての入札者の入札を無効とするとともに、落札者の決定を取り消すものとする。

イ 上記アの場合、公正取引委員会等へ通報するものとする。

(2) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られなかったときの対応

ア 事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られなかったときは、入札参加者すべてから誓約書（様式第4号）を提出させた後、落札者と契約を締結するものとする。

イ 上記アの場合、公正取引委員会等へ通報するものとする。

3 契約締結後に談合情報を把握した場合

(1) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たときの対応

ア 事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、建設工事等の進捗状況等を考慮して、契約の解除の可否を判断するものとする。

イ 上記アの場合、公正取引委員会等へ通報するものとする。

(2) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られなかったときの対応

ア 事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られなかったときは、入札参加者すべてから誓約書（様式第4号）を提出させるものとする。

イ 上記アの場合、公正取引委員会等へ通報するものとする。

附 則

このマニュアルは、平成29年4月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成30年4月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、令和2年4月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、令和3年4月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、令和4年4月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、令和4年8月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、令和6年4月1日から施行する。

事 情 聴 取 書

件 名	
発注担当課	
事情聴取を受けた者	業者名
	役職 氏名
事情聴取者	課 職 氏名
	職 職 氏名
事情聴取日時	年 月 日 時 分から 時 分
事情聴取場所	

質 問	聴 取 内 容
(質問例)	
1 入札に先立ち、既に落札業者が決定している（た）との情報がありますが、そのような事実がありますか。	
2 本入札について、他社の人と何らかの打合わせ又は話合いをしたことがありますか。	
3 あったとすれば、どの様な内容の打合わせ又は話合いでしたか。その依頼者は誰ですか。	
4 入札金額を他社に示した、又は示されていないですか。	
5 入札金額の積算は自社で行っていますか。	
6 その他必要事項	

様式第3号（第2関係）

年 月 日

公正取引委員会事務総局
審査局管理企画課情報管理室長

群馬県警察本部刑事部
捜査第二課長

群馬県知事
○○○○

様

前橋市長

談合情報に関する資料の送付について

前橋市発注の○○○○○○○○○○○○○○○○の入札に係る談合情報について、下記の資料を送付します。

記

- 1 談合情報報告書（写し）
- 2 事情聴取書（写し）
- 3 入札執行調書（写し）
- 4 入札金額内訳書（写し）
- 5 誓約書（写し）
- 6 入札手続に関する措置（無効、延期、取消）
- 7 その他（契約解除等）

誓約書

年 月 日

（宛先）前橋市長

所在地
商号又は名称
代表者の氏名

下記の入札に関し、刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも当該法律等の規定を遵守することを誓約します。

また、今後、当該入札に関して談合等の不正な事実が明らかになった場合は、その事実に応じて前橋市が行う契約の解除、違約金の請求、損害賠償の請求、その他いかなる処置に対しても、異議を申し立てないことを併せて誓約します。

なお、この誓約書及び本件に関する一切の調査書類の写し等が公正取引委員会及び警察等捜査機関に提供されても、異議はありません。

記

1 件名

2 入札日

発行責任者及び担当者

・発行責任者 (電話番号)

・担当者 (電話番号)